

## 新潟大学省エネルギー実行計画 2016

平成28年3月11日

新潟大学

### I. はじめに

エネルギー使用に関する国の施策は、工場等で使用されるエネルギー使用の合理化を目的として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）が昭和54年に制定された。また、平成9年に採択された京都議定書により、温室効果ガスの排出を削減するとの目標が定められ、それに伴い「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）が平成10年に制定され、事業者に対してもその責務が明らかにされた。

本学では、省エネルギー活動を効果的に推進することを目的としたエネルギー管理標準を平成18年に策定し、また、環境方針においては「本学における教育・研究・診療を中心とした全ての活動から発生する地球環境に対する負荷の低減に努め、更に、それを通じて本学並びに社会の持続的発展と心身の健康を図る」として取り組んでいる。

平成23年以降は、国からの電力需給対策を受け、特に夏期並びに冬期の電力使用を独自の目標を定め削減に努めてきたが、平成28年度からは、新たな中期目標の下に地球環境負荷の低減を推進するため、本実行計画を策定するものである。

### II. 計画の範囲

#### 1. 基本方針

教育・研究・診療活動等に最大限配慮しつつ、キャンパスライフスタイルを見直した上で、学生、教職員一丸となって、エネルギー使用の削減、温室効果ガス排出の抑制並びに大学運営におけるコストの縮減に努める。また、この取り組みを持続することにより、地域社会の構成員である大学としての責務と貢献を果たすものとする。

なお、本取り組みにあたっては、学生、教職員等の健康や安全管理に十分留意する。

#### 2. 対象施設

本学が所有あるいは管理するすべての施設を対象とする。

#### 3. 計画期間

目標期間 平成28年4月1日から翌年3月31日の1年間

#### 4. 対象エネルギー等

- (1) 電気
- (2) ガス

(3) 燃料油類

(4) 水道

## 5. 数値目標

平成 28 年度の電気総使用量を、平成 27 年度を基準として、1.5%以上削減する。

なお、夏期及び冬期については次による。

夏期（7月1日から9月30日）は2.0%以上の削減

冬期（12月1日から3月31日）は1.0%以上の削減

他のエネルギー（ガス・燃料油類・水道）については、平成 27 年度の総使用量を超過しないよう削減に努める。

## Ⅲ. 計画の概要

### 1. 具体の対策

- |  |
|--|
| ●主に大学として取り組むこと<br>★主に各部局等が組織として取り組むこと<br>◆主に学生・教職員等が自ら取り組むこと |
|--|

#### (1) 計画の周知

ホームページ、ポスター、館内放送等によって学内外に広く周知し、理解と協力を得る。〈●★〉

#### (2) 教育研究等

教育・研究等に配慮しつつ以下の取組を行う。

ア. エネルギーを使う実験装置等は、余熱時間の短縮、温度設定の見直しを行うなど、効率の良い運転を行う。〈★◆〉

イ. 使用頻度の低い実験機器は待機電力を抑えるためにプラグを抜く。〈★◆〉

ウ. 製氷機や冷蔵庫などで共同利用が図れるものは集約する。〈★◆〉

エ. 就業時間外にエネルギー使用を伴う活動については、時間短縮や部屋の集約に努める。〈★◆〉

オ. 機器類の循環冷却水の適切な使用に努める。〈★◆〉

#### (3) O A 機器等

ア. O A 機器等は、省エネモードを活用し、長時間使用しないときは電源を切る。〈◆〉

イ. プリンターやコピー機などで共同利用が図れるものは集約する。〈★◆〉

#### (4) 照明

ア. 不必要な照明及び自然光が十分に入る諸室の昼休み、休憩時間は消灯する。〈★◆〉

イ. 窓周辺の棚等を整理し、窓からの自然光を活用する。〈★◆〉

(5) 空調

- ア. 空調区分による室温管理を徹底する。〈★◆〉
- イ. 空調運転は、室内の温度計によるものとし、発熱機器や気流を妨げる物品の配置を工夫するとともに、サーキュレーターや扇風機を活用する。〈★◆〉
- ウ. 空調設備の運転効率を高めるため、フィルター清掃を適宜行う。〈★◆〉
- エ. クールビズ、ウォームビズ推進期間中は、適切な服装に心がける。〈★◆〉
- オ. 季節に応じて窓換気を行うとともに、ブラインド、カーテンを調整し自然エネルギーの活用に応じる。〈★◆〉

(6) エレベーター等

- ア. 設置台数や配置に応じて、一部使用を停止する。〈★〉
- イ. 自動扉は、出入り口の風除室として使用する場所を除き、停止または開放する。〈★〉

(7) その他

- ア. 冷蔵庫、電子レンジ、電気ポット、コーヒーメーカー、給湯器の使用台数を抑制する。〈★◆〉
- イ. トイレの暖房便座、温水洗浄、ジェットタオルの使用停止あるいは節電設定を行う。〈★〉
- ウ. ガスコンロは、お湯の沸しすぎ等に応じ、適切に使用する。〈◆〉

2. 設備の更新等

- ア. 設備の新設、更新にあたっては、省エネルギー型・節水型機器の採用を検討する。
- イ. 建設工事等にあたっては、自然エネルギーの活用を検討するとともに、トップランナー基準適合の照明機器及び空調システムの導入を図る。

3. その他の取組み等

- ア. 学生や教職員等に向けて、メールや電子掲示板を利用した情報発信を行う。
- イ. 電力使用が契約電力を上回る恐れがある場合は、各部局に節電の要請を行うとともに、ピークシフトや実用に応じた自家発電設備を活用したピークカットを行う。
- ウ. 事務の効率的な遂行により、時間外勤務の削減に努める。
- エ. 紙使用量の削減に努める。
- オ. 廃棄物の減量とリサイクル・再利用を促進する。

4. 点検と評価

本計画については今後の節電状況や社会情勢等の変化に応じ、施設環境委員会において、目標の達成状況を報告し、対策の追加、見直しを行い学生・教職員等へ周知する。